

証券コード 3831  
平成20年5月13日

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

**株式会社パイプドビッツ**

代表取締役社長 佐 谷 宣 昭

### 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年5月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年5月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
都道府県会館 4階 402号室  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願いいたします。）
3. 目的事項  
報告事項 第8期（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役4名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 取締役に対する報酬等の額改定及び報酬等の内容決定の件
  - 第5号議案 監査役の報酬額改定の件〈株主提案（第6号議案）〉
  - 第6号議案 剰余金処分の件議案の要領は「株主総会参考書類」（32頁から34頁まで）に記載しております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pi-pe.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済状況は、堅調な企業業績に支えられ、景気は緩やかな回復基調のうちに推移しましたが、米国の個人向け住宅投資（サブプライムローン）問題を契機とする世界的な株価の下落や不安定な為替市場、さらには原油価格の高騰に伴う国内物価への影響が続くなど、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成19年12月末で2,830万件と同年9月比55万件増加しており、順調な拡大基調が続いております。

また、「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」（平成20年1月30日施行）及び「SaaS向けSLAガイドライン」（平成20年1月21日施行）が、総務省及び経済産業省から相次いで公表されるなど、ASPおよびSaaSの普及促進の動きが活発になってまいりました。

一方、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成16年10月22日厚生労働省・経済産業省告示第4号）」が平成20年2月に改正されるなど、個人データの安全管理体制の強化がより一層求められる状況となっております。

このような状況の中、平成19年12月に、当社の主力サービスである情報管理アプリケーション・ソフトウェア「スパイラル・メッセージングプレーズ®」について、クライアントの要望を基に新機能を追加し、強化いたしました。新機能を追加したことでクライアント側の操作性やセキュリティ機能が強化されたことから、より多くのニーズに合致し、新規顧客の獲得や既存顧客の取引拡大へと繋げることができました。

この結果、当事業年度末における有効アカウント数は1,108件となり、前期末の899件に比べ209件増やすことができました。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高が前期比21.7%増の854,772千円、営業利益は前期比11.5%増の251,110千円、経常利益は前期比21.2%増の252,072千円、当期純利益につきましては前期比17.8%増加の147,025千円を計上することができました。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は22,252千円で、その主なものは本社オフィスの改装工事17,101千円、本社サーバー設備の取得4,078千円であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (平成17年2月期)	第 6 期 (平成18年2月期)	第 7 期 (平成19年2月期)	第 8 期 (当事業年度) (平成20年2月期)
売 上 高(千円)	336,959	507,299	702,103	854,772
当 期 純 利 益(千円)	87,957	97,243	124,771	147,025
1株当たり当期純利益 (円)	12,048.97	12,926.14	8,019.25	8,984.70
総 資 産(千円)	276,597	375,263	732,032	881,709
純 資 産(千円)	178,569	276,194	594,166	746,238
1株当たり純資産額 (円)	24,461.56	35,953.50	36,309.36	45,294.06

- (注) 1. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
なお、第7期の1株当たり当期純利益は期首に分割が行われていたものとして算出しております。
4. 当社は平成18年12月20日付で公募による新株発行により、1,000株を発行しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

昨今のわが国における情報セキュリティへの関心の高さから、当社の事業環境は、良好に推移するものと認識しております。当社は、以下の項目を今後の課題と位置付け、更なる事業拡大とともに、信用力の強化を図ってまいります。

##### 1) 競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のS I（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社のサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社では、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施してまいります。

##### ①潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社は、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行ってまいりました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに比べ、当社のサービスの知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は積極的に支店展開を進め、販売エリア及び顧客層を拡大して取引顧客の普及拡大に努めてまいります。

##### ②商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社は、今後も顧客の声を広く収集するとともに、その要望と仕様を入念に吟味しながら、既存サービスの機能強化版を継続的にリリースして商品力を強化してまいります。

##### ③技術部門の陣容の強化

当社のサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社は、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図ってまいります。

##### ④自立的運営体制の充実

当社のサービスでは、販売、サポート及び開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築し、保全し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識しています。しかしながら、自立的運営体制を保全することは容易ではありません。当社

は引き続き、知識の集約と活用によってコア業務に対する自立的運営体制の充実強化を図ってまいります。

⑤マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらシステムが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポート及び開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化してまいります。

2) 人材の確保・育成について

当社は、前項の競合優位性を確保、保全しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。したがって当社は、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めてまいります。

3) 内部管理体制の強化について

当社は、今後のより一層の事業拡大に向けて、社会からの信用を得ることが極めて重要であると考えております。そのために当社は、更なる内部管理体制の強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成20年2月29日現在)

当社は、顧客情報資産を管理・運用するためのアプリケーション・ソフトウェアを提供する「アプリケーション・サービス事業」を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年2月29日現在）

本 社	東京都港区
支 店	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（平成20年2月29日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84（8）名	22名増（3名減）	27.56歳	1.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年2月29日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成20年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 74,600株
- (2) 発行済株式の総数 16,364株
- (3) 株主数 781名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
佐 谷 宣 昭	8,120株	49.62%
キャピタルズワン 有限会社	5,480	33.48

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年2月29日現在）

株主総会決議日	平成17年5月30日	平成18年5月29日	平成19年5月30日	
新株予約権の数	87個	56個	64個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注1）	普通株式 174株	普通株式 112株	普通株式 64株	
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使価額	27,000円	48,000円	361,566円	
権利行使期間	自 平成21年5月30日 至 平成26年5月29日	自 平成22年5月29日 至 平成27年5月28日	自 平成21年6月15日 至 平成22年6月14日	
新株予約権の行使の条件	（注2）	（注2）	（注2）	
役員 の 保有 状況	取締役（社外 取締役を除 く）	保有者数 1名 保有数 10個 目的である株式の数 20株	保有者数 1名 保有数 10個 目的である株式の数 20株	保有者数 2名 保有数 24個 目的である株式の数 24株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

（注1）平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴いストック・オプション数は分割後の数値によっております。

- （注2）1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員としての地位を保有している場合に限ります。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
4. その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対し交付した新株予約権の状況

株主総会決議日	平成19年5月30日
新株予約権の数	64個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 64株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	361,566円
権利行使期間	自 平成21年6月15日 至 平成22年6月14日
新株予約権の行使の条件	(注)
当社使用人に対する交付状況	保有者数 15名 保有数 40個 目的である株式の数 40株

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
4. その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成20年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	佐谷 宣 昭	執行役員技術本部長
取 締 役	塚 田 昌 伸	執行役員アプリケーションサービス事業本部長
取 締 役	鶴 本 浩 司	株式会社マーケティング・ボイス代表取締役
常 勤 監 査 役	志 賀 正 規	
監 査 役	高 橋 兌 治	

- (注) 1. 取締役鶴本浩司氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役高橋兌治氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役高橋兌治氏は、株式会社ダイナコム、グラフテック株式会社の監査役を兼務しております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第7回定時株主総会（平成19年5月30日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
取 締 役	堀 井 俊 和	技術本部アプリケーション開発部マネージャー	平成19年8月31日
取 締 役	東 山 明 弘		平成19年11月14日

(注) 取締役堀井俊和及び取締役東山明弘の両氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (1)	21 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	8 (1)
合 計 (うち社外役員)	7 (2)	30 (1)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年5月30日開催の第7回定時株主総会において月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額40百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月29日開催の第6回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係

取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役を兼務しております。なお、当社は同社との間に、当社ASPサービス「スパイラル・メッセージングプレース®」の提供に係る契約関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 鶴本 浩司	鶴本浩司氏は平成20年2月29日に就任しており、当事業年度に開催された取締役会19回のうち1回に出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験・実績、また専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 高橋 允治	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は240万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

## 5. 会計監査人の状況

- ① 名称                      あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	13百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針  
特に定めておりません。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス体制に係る当社規程を整備し、当社の役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
  - 2) コンプライアンスの徹底を図るために、取締役会は法務・コンプライアンス統括部を設置してコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に役職員教育等を行っております。
  - 3) 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、法務・コンプライアンス統括部および監査役ならびに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締役に同監査結果を報告しております。
  - 4) 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接状況提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する制度を整備しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。
  - 2) 前号の規程により、取締役および監査役が常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できる環境を整備しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置および発生した損失への対応（以下「リスク管理」といいます。）を取締役社長が統括しております。
  - 2) 取締役会は、当社全体のリスクを網羅的・総括的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、取締役社長を統括責任者とするリスク管理委員会を設置しております。
  - 3) 内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程および取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
- 1) 職務権限・決裁基準の策定
  - 2) 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
  - 3) 取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
  - 4) 執行役員会および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。
  - 2) 取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役および内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備しております。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、および内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。
  - 2) 取締役会は、内部通報窓口への通報状況およびその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。

(8) その他業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役および使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題ならびに業務執行の適正を確保する方策について付議いたします。
- 2) 取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定いたします。

## 貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	812,467	<b>流動負債</b>	124,931
現金及び預金	676,855	未払金	10,885
売掛金	125,384	未払費用	34,150
仕掛品	2,558	未払法人税等	63,357
前払費用	6,143	未払消費税等	10,686
繰延税金資産	2,443	前受金	3,142
その他	101	預り金	2,708
貸倒引当金	△1,019	<b>固定負債</b>	10,539
<b>固定資産</b>	69,242	繰延税金負債	10,539
<b>有形固定資産</b>	33,298	<b>負債合計</b>	135,470
建物	23,223	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	10,075	<b>株主資本</b>	741,192
<b>無形固定資産</b>	4,371	資本金	186,791
商標権	1,393	資本剰余金	96,791
ソフトウェア	2,978	資本準備金	96,791
<b>投資その他の資産</b>	31,571	<b>利益剰余金</b>	457,610
差入保証金	31,571	その他利益剰余金	457,610
破産更生債権	357	プログラム等 準備金	23,180
貸倒引当金	△357	繰越利益剰余金	434,429
		<b>新株予約権</b>	5,046
		<b>純資産合計</b>	746,238
<b>資産合計</b>	881,709	<b>負債純資産合計</b>	881,709

## 損益計算書

(平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		854,772
売 上 原 価		133,843
売 上 総 利 益		720,929
販売費及び一般管理費		469,818
営 業 利 益		251,110
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	961	961
経 常 利 益		252,072
税 引 前 当 期 純 利 益		252,072
法人税、住民税及び事業税	107,125	
法人税等調整額	△2,078	105,046
当 期 純 利 益		147,025

## 株主資本等変動計算書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本計	新株予約権	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計			
			プログラム等準備金	繰越利益剰余金				
平成19年2月28日 残高	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	—	594,166
事業年度中の変動額								
当期純利益				147,025	147,025	147,025		147,025
プログラム等準備金の取崩			△2,011	2,011	—	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							5,046	5,046
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,011	149,037	147,025	147,025	5,046	152,072
平成20年2月29日 残高	186,791	96,791	23,180	434,429	457,610	741,192	5,046	746,238

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（最長5年）における定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

#### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (6) 会計方針の変更

##### (固定資産の減価償却方法)

当事業年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これに伴う影響は軽微であります。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

27,995千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,364株	一株	一株	16,364株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税否認	5,082千円
未払社会保険料否認	1,266千円
貸倒引当金繰入超過額	487千円
減価償却費超過額	970千円
繰延税金資産計	<u>7,807千円</u>
(繰延税金負債)	
プログラム等準備金	15,902千円
繰延税金負債計	<u>△15,902千円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△8,095千円</u>

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	45,294円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	8,984円70銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成20年4月22日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員	公認会計士	渡	邊	宣	昭	印
業務執行社員						
指 定 社 員	公認会計士	守	谷	徳	行	印
業務執行社員						

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイプドビッツの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役の監査報告

### 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年4月23日

株 式 会 社 パ イ プ ド ビ ッ ツ

常 勤 監 査 役 志 賀 正 規 ⑩

監 査 役 高 橋 允 治 ⑩

(注) 監査役高橋允治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 監査役体制の一層の強化・充実を図るため、当社の新たな機関として「監査役会」を新設するものであります(第4条)。
- (2) 監査役会の設置に伴い、現行定款「第5章 監査役」を「第5章 監査役及び監査役会」に改め、常勤監査役の選定、監査役会の招集通知、決議方法、議事録及び規程について新設するものであります(第32条から第36条)。
- (3) 第5章に監査役会の規定(第32条から第36条)を追加したことに伴い、現行定款第5章以下の条数を繰り下げるものであります(第37条から第46条)。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (機関)	第1章 総 則 (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役 (新 設)	(2) 監査役
(3) 会計監査人	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
第5章 監査役 (新 設)	第5章 監査役及び監査役会 <u>(常勤監査役)</u>
	<u>第32条 監査役会は、その決議により 常勤の監査役を選定する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u>
	<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日 の3日前までに各監査役に対し て発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮 することができる。</u>
	<u>2. 監査役的全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで 監査役会を開くことができる。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u>
(新 設)  第32条及び第33条 (条文省略)  第6章 会計監査人 第34条から第37条 (条文省略)  第7章 計 算 第38条から第41条 (条文省略)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>  第37条及び第38条 (現行どおり)  第6章 会計監査人 第39条から第42条 (現行どおり)  第7章 計 算 第43条から第46条 (現行どおり)

**第2号議案 取締役4名選任の件**

取締役全員（3名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、  
取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
1	佐 谷 宣 昭 (昭和47年11月12日生)	平成12年4月 当社設立 当社代表取締役 社長就任(現任) 平成17年12月 当社CEO(最高経営責任 者)就任(現任)	8,120株
2	志 賀 正 規 (昭和50年9月2日生)	平成13年4月 当社入社 平成16年3月 運営部マネージャー 平成17年5月 当社常勤監査役就任(現 任)	102株
3	鶴 本 浩 司 (昭和38年10月6日生)	昭和61年4月 日本ヒルトンホテル株式会 社(現東京ヒルトンホテル) 入社 昭和63年12月 豪 Highstress Plastics社 入社 平成3年5月 株式会社リン・コーポレー ション入社 平成6年12月 オーストラリア政府観光局 入局 平成14年11月 株式会社軌道社(現株式会社 マーケティング・ボイス)設 立 代表取締役就任(現任) 平成20年2月 当社取締役就任(現任)	17株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
4	深井 雄一郎 (昭和49年2月11日生)	平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社(現NTTファイナンス株式会社)入社 平成16年10月 株式会社オプト入社 平成18年6月 クロスフィニティ株式会社代表取締役社長就任 平成18年9月 韓 eMFORCE Inc社 非常勤取締役就任 平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社 平成20年3月 当社COO(最高執行責任者)就任(現任)	16株

- (注) 1. 鶴本浩司氏は、社外取締役候補者であります。
2. 鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役を務めており、当社は同社との間に、当社ASPサービス「スパイラル・メッセージングプレース®」の提供に係る契約関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鶴本浩司氏は、経営者としての経験・実績が豊富であり、また専門性、国際性を有しているため、社外取締役として当社の業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。
4. 鶴本浩司氏は、現在当社の社外取締役であります。平成20年2月29日開催の臨時株主総会にて選任されましたので、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3ヶ月となります。
5. 鶴本浩司氏が原案どおり選任されますと、当社と鶴本浩司氏との間で締結している会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役志賀正規氏は、監査役を辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者松永望氏は、監査役志賀正規氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は退任される同監査役の任期満了する時までとなります。また、監査役候補者大川勝廣氏は、監査役体制の強化を図るため新たに1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	松 永 望 (昭和21年5月21日生)	昭和46年4月 大協石油株式会社(現コスモ石油株式会社)入社 平成9年6月 同社四日市製油所総務担当副所長 平成10年6月 同社総務部長 平成12年6月 コスモエンジニアリング株式会社経理部長 平成14年3月 同社取締役経理部長就任 平成16年3月 同社常務取締役就任 平成19年2月 当社入社 執行役員経営企画管理本部長就任 平成20年3月 当社顧問就任(現任)	一株
2	大 川 勝 廣 (昭和25年4月20日生)	昭和49年4月 檜山株式会社(現株式会社オンワード檜山)入社 平成8年3月 株式会社インパクト二十一 経理部長 平成14年5月 株式会社アクティ二十一 常勤監査役就任 平成15年3月 株式会社インパクト二十一 常勤監査役就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 大川勝廣氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 大川勝廣氏は、長年にわたる経理の実務経験が豊富であり、上場会社の常勤監査役としての知識を有していることから、当社の監査役体制の強化及び充実に適切な助言をいただけるものと判断しております。  
4. 大川勝廣氏が原案どおり選任されますと、会社法427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金240万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

#### 第4号議案 取締役に対する報酬等の額改定及び報酬等の内容決定の件

平成19年5月30日開催の第7回定時株主総会において当社の取締役の報酬額は、月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額4千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まないものとします。）とすることにつきご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まないものとします。）、そのうち社外取締役については年額2千万円以内を上限として付与することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が承認されますと4名（うち社外取締役1名）となります。

発行する新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりであります。

##### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

###### (2) 新株予約権の数

50個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

###### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

###### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」とい

う。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または、割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年5月31日から平成30年5月30日までの間で別途取締役会が定める期間とする(権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)。ただし、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、新株予約権の割当先による行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は原則として認めないが、正当な理由があり、取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡をすることができない。

(7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(8) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

**第5号議案 監査役の報酬額改定の件**

当社の監査役報酬限度額は、平成18年5月29日開催の第6回定時株主総会において年額10百万円以内とご承認いただいておりますが、監査体制の一層の強化を図るために監査役の報酬限度額を年額20百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は2名（うち社外監査役1名）であり、第3号議案が承認されますと3名（うち社外監査役2名）となります。

〈株主提案(第6号議案)〉

第6号議案は、株主からのご提案によるものであります。  
なお、提案株主2名の議決権の数は5,620個であります。

#### 第6号議案 剰余金処分の件

##### 1. 議案の要領

第8期の期末配当については、以下のとおりとする。

##### ①配当財産の種類およびその総額

種類を金銭とし、その総額を29,455,200円とする。

##### ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項および配当財産の帳簿価額の総額

1株あたり1,800円とし、総額は1株あたり1,800円に、平成20年2月末日現在の発行済株式数(ただし、当社の保有する自己株式の数を除く)16,364株を乗じた金29,455,200円とする。

##### ③剰余金の配当がその効力を生ずる日

第8期定時株主総会の会日の翌営業日(平成20年5月30日)とする。

##### 2. 提案の理由

平成19年2月期に関する当社の有価証券報告書には、配当政策として「株主への利益還元を重要な経営課題と認識しており、今後は、将来の事業拡大のために必要な内部留保と利益還元のバランス等について総合的に勘案し、利益配当等による株主への利益還元を検討していく。」との記載がなされている。したがって、バランスのとれた剰余金の配当の実施は、当社の経営方針として株主から期待されているところである。

ところで、当社の直近3期の事業年度については、期末配当はいずれも無配であったが、利益剰余金は平成17年2月期118,569千円、平成18年2月期185,812千円、平成19年2月期310,584千円と順調に積みあがっている。他方で、著しく増加している勘定科目は現金及び預金で、それぞれ平成17年2月期198,769千円、平成18年2月期249,104千円、平成19年2月期548,889千円(この年は株式の発行によるキャッシュ・フロー186,236千円増を含む)である。事業拡大への投資と同時に、内部留保の多くは現金及び預金として社内に蓄えられた公算となる。

これにより3年前とは比較にならないほど当社の財務体質は強化されており、また、株式発行による資本の大幅増強がされてから1年が経過している。株主への還元も視野に入れた利益配分に着手するタイミングではないかと思われる。この3年間に順調に業容を拡大していることからわかるように、健全かつ適切な経営を行っている限り、期間利益のたとえば20%内外を配当にあてたとし

でも、事業拡大とのバランスを崩す障害になるとは思えない。

ちなみに、会社四季報(2008年2集)の収録データを見てみる。マザーズ市場で単独もしくは連結で前期に損失計上していない企業は当社を含め135社ある。当該市場で前期に配当を実施した企業は83社である。これらの企業の配当性向は、20~30%が一番多く25社、次に10~20%が17社、30~40%が3番目に多く10社であった(参考までに配当性向40%超が14社も存在する)。これだけ多くの企業が、この配当水準で事業の拡大を同時に追及している。また、前期無配だった11社が今期より配当を開始すると見込まれている。これらのデータを鑑みるに、マザーズに上場している黒字企業である当社の株主として配当を待望するのは自然であり、今回提案の1株あたり1,800円は当社発表の業績予想に照らしても配当性向20%内外であることから、バランスとしても妥当な水準と思われる。本提案は、当社が有価証券報告書に記載した「株主への利益還元という経営課題」に対する一つの回答でもあり、長期的に当社を支持する株主を獲得して企業価値を高める効果を有するものである。株主として真摯な気持ちから提案するものである。

以上

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けております。しかしながら当社の現状は、未だ単一サービスに依存した収益基盤であり、かつ売上、収益の規模も小さい状況であります。これらの現状を踏まえ、当面は業容拡大のための経営基盤の確立を優先すべきであるとの考えに基づき、当社は、人材の確保・育成、拠点設置等に伴う運転資金や設備投資、研究開発投資その他事業拡大に資する投資のために内部留保の充実を図っていく方針を掲げ、現在まで配当を実施しておりません。

第8期におきましては、見通しを大幅に上回る期間利益を計上するには至らなかった等のように、特別に方針を変更すべき理由は存在しないことから、従前より株主の皆様にお知らせしている方針を貫くべきであると考えております。

今後におきましても、当面は内部留保の充実を優先し、業容拡大による経営リスクの低減と将来の収益の拡大を実現することが、株主の皆様への利益還元につながるものと考えております。

なお、当社は平成20年5月開催予定の第8回株主総会において取締役が改選となります。第9期以降の配当の方針につきましては、新たな取締役会においても継続して検討され、方針に変更があり次第、株主の皆様にお知らせされる

ものと考えております。

また、当社は定款第40条の定めにより、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として中間配当を実施することができますが、中間配当の方針につきましても、上述の期末配当の考え方と同様であります。

以上

